

## ！ 野焼きは禁止です

廃棄物の処理方法は法律により定められており、屋外で廃棄物を焼却する「野焼き」は一部の例外を除き禁止されています。法律に違反した場合は処罰(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金およびこの併科)の対象となります。近隣住民の迷惑ともなりますので「野焼き」は行わないようにしてください。

### 【一部の例外】

- 処理基準を満たしている焼却施設で焼却する場合
- 家畜伝染病予防法など他法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むために必要な廃棄物の焼却  
生活環境の保全上著しい支障を生じる廃ビニールの焼却は命令の対象となることがあります。



## ！ ごみの不法投棄は犯罪です

家庭などからの一般廃棄物や建築廃材などの産業廃棄物は、必ず法律や条例で決められた処理をしなければなりません。法律に違反した場合は処罰(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金およびこの併科)の対象となります。

「収集日まで待てない」「お金がかかる」などの理由で他人の土地に勝手に捨てたりすることは絶対にやめましょう。



## ！ 野焼き・不法投棄を見つけたときは

廃棄物の野焼きまたは不法投棄を見つけたときは、場所及び状況を確認し、可能であれば、焼却または投棄されている廃棄物、行為者が現場にいる場合は、特徴(会社名・車種・ナンバー等)を確認し、下記にご連絡ください。ただし、野焼きや不法投棄の現場では何が起こるかわかりませんので、ご自身の安全を第一に考えてください。

滝川警察署(電話24-0110)

滝川市役所(電話23-1234)